

## 質問 1. 発達障害者支援について

発達障害者支援についてはさきの定例会で先輩議員が伺っていますが、幼保小連携の課題について担当局が教育局との連携をとり、改善を図って対応していることは一定の評価をするところであります。

しかしながら、近年の社会状況の変化により、発達障害者は増加傾向であります。本市の北部アーチルや南部アーチルでは、相談を受けたくても早い方で約二カ月待ちの状況になっています。その現状は大きな課題であり、問題であります。全てのお子様が悪急を要するわけでありませんが、その中で家庭や学校からの情報で特に悪急を要するお子様についてはどのように対応するのかを伺います。

また、保育所や幼稚園、認定こども園の現場では、発達障害であると疑わしい幼児がいるにもかかわらず、増加する相談件数への対応で多忙なアーチルでは迅速な対応が行き届かず、関係施設から対応の迅速化の要望をいただいております。発達障害は早期の対応が肝心であり、これは保育所や幼稚園などでも同様です。改善に向け今後どのようにお考えか、お示しください。

パーキングパーミット制度について伺います。

パーキングパーミットとは、身体障害者用駐車場を利用する際に自治体が利用許可証を発行する制度であります。同制度は平成十八年七月に佐賀県で初めて導入し、平成二十九年六月現在では三十六府県と、制度未導入の都道府県で独自に導入している市が埼玉県川口市、埼玉県久喜市、沖縄県那覇市の三市が導入しています。

本市の障害者団体から、この制度の導入については以前から多くの要望を受けておりました。そこで、宮城県内の NPO 団体と仙台市内の障害者団体が、共同で本年二月十五日に宮城県にパーキングパーミット制度の導入について要望書を提出しました。これを受けて、宮城県では平成三十年度の導入に向けて、現在鋭意準備中と伺いました。

同制度の課題、問題点は、対象者範囲が広く、妊産婦や一時的な疾病により歩行困難な方等、本来必要な車椅子利用者が利用する場合に、駐車スペースが不足する可能性や、認知度が低い、対応施設の普及率、導入している都道府県と未導入の差があり統一がとれないことなどがあります。そこで、本市のこれからのかわりについて伺います。

パーキングパーミット制度の施策については、宮城県が主導となって取り組むことを理解するところではありますが、県からの提案を待つのではなく、本市として昨年、仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例が施行され、対象者範囲が障害者に限らないこの制度は、本市発信で進めることがまさしく障害がある人もない人もともに暮らしやすいまちをつくるにふさわしいことであり、関係団体と障害の当事者や障害者団体が細部にわたり要望を直接御提案することを望みますが、どのようになっているのかをお示しください。

課題の一つとしては対応施設の普及率が挙げられますが、商業施設や民間企業等についてはスペースが限られたところもありますが、その対応と普及率向上について民間企業等の周知は特段の工夫が必要と考えますが、どのように行うかを伺います。

この制度は、車に張る身体障害者標識や聴覚障害者標識とは異なり、行政がオリジナルの利用許可証を発行することになります。未対応の都道府県からの利用者があるため、高速道路などのサービスエリアなどでは適用されません。パーキングパーミット制度は自治体によって制度の名前や取り組みの差があり、認知が余り進んでいないのが現状です。

前奥山市長は、障害者施策については肝いり政策として取り組みをして、条例も作成し、障害者に優しいまちづくりをすることが理解できました。郡市長の所信表明では、障害者施策については、地域福祉の充実という観点で障害を理由とする差別の解消及び障害者の自立、活躍の支援などと触れていましたが、私が感じる思いは、余りにも上辺のみであり、具体性に欠けるものであると感じています。また、いまだに理解はできませんが、創例主義という前例にとらわれないということは、オリジナルに欠ける所信表明を聞く限り、前例にとらわれているのは市長御本人のことではないでしょうか。本来、この制度は所管をする国土交通省が中心となって法整備をすることが必要だと考えますが、十二年の間で与野党時代を経験され、国会議員として仕事をされた市長の御所見を伺います。

また、多様化する障害のニーズや課題は多く残されており、障害者差別解消に関する条例を制定している本市における障害者施策全般について、市長はどのようにお考えかお示しください。

## 答弁 1. 市長（郡和子）

本市では、発達障害者支援法の施行に先立って、発達相談支援センター、アーチルを整備いたしました。現在は南北二館体制により、相談などへの迅速な対応に努めているところでございます。近年は、発達障害に対する社会的な認知の広がりなどによって、年間の相談件数は設置当初の二倍を超えるおよそ一万件まで増加しておりまして、受付から相談まで待機期間が生じている状況でございます。

アーチルでは、これまでも御相談の内容等に応じて緊急性の高いものについては速やかな対応に努めておりますけれども、学校及び保護者の方と連絡票を用いた情報共有を行っている児童生徒に関する新規の相談について、今年度から、まずは学校からの事前の電話連絡によって相談を早めるといったような対応を開始したところでございます。

また、近年その相談の件数の増加が顕著な保育所や幼稚園についても、緊急度に応じた対応にも資するよう、連絡票による情報共有及び支援という手法を保育所等にも拡大することとし、来年度の本格実施に向けて、モデル事業の年度内実施の準備を進めているところでございます。

発達障害への対応に当たっては、早期の発見とその後の適切な療育が何よりも肝要でございます。今後ともさまざまな状況等を踏まえながら、必要な工夫を講じ、支援してまいりたいと考えております。

次に、障害者施策に対する、私の考え方でございます。

私たちが生活する社会には、歩道の段差ですとか車椅子の通行を妨げる障壁に加えて、障害をお持ちになっている方に対する差別や偏見も、残念ながら存在しているという現実がございます。

私は、障害者施策の基本は、百八万市民の皆様誰もが障害の有無にかかわらず互いに人格と個性を尊重できる社会の実現であって、そのためには、全ての市民のいわゆる心のバリアを取り除いて、お互いが理解し合うことが必要であると考えております。

今後の障害者施策の充実に向けましては、住まいの確保あるいは就労支援、またきめ細やかな相談支援体制などの構築など、いろいろと課題がございますけれども、市民お一人お一人が障害について理解することを基盤に、障害のある人もない人もともに暮らしやすいまち仙台を実現できるよう、各般の施策を推進してまいりたいと考えております。

そのほかの御質問につきましては、関係の局長から御答弁を申し上げます。

## 答弁 1. 健康福祉局長（佐々木洋）

私からは、心身障害者医療費助成制度並びにパーキングパーミット制度に係る数点の御質問にお答えします。

心身障害者医療費助成の自動償還方式については、受給者が医療機関に助成申請書を提出しなくとも、保険者から得られる診療報酬明細情報等により助成額を算定し、指定の口座に振り込む制度でございます。

この方式は、申請手続きに係る負担を軽減するとともに、医療費の助成を確実にするものでございます。宮城県後期高齢者医療制度に続き、国民健康保険の加入者につきましても、来年四月の実施に向け、現在、準備を進めております。

社会保険等加入者については、保険者の数が多く、導入のための調整が大きな課題となっておりますが、将来的には全ての受給者が窓口で自己負担を支払う必要がない現物給付が望ましいと考えており、引き続き、その実施を県に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、パーキングパーミット制度についてでございます。

この制度の導入について、本市はこれまで宮城県に対し、県内市町村の意見を踏まえた制度とするよう申し入れており、今後も、障害者団体等の方々から本市にいただいた御意見を宮城県にお伝えしてまいりたいと存じます。

また、導入に当たっては、駐車場を設置する事業者の実情を踏まえた制度設計とする必要があるとともに、当該制度について事業者から十分な御理解を得ることが重要であることから、宮城県による検討状況も踏まえながら、事業者との間で必要な情報交換に努めてまいりたいと考えております。

次に、パーキングパーミット制度の法整備についてでございます。

全国的には、各県が中心となり、地域の実情に応じてそれぞれ制度設計をしていますが、現在、国土交通省において新たに検討会を立ち上げ、年内にパーキングパーミット制度導入の促進方策を取りまとめる予定と伺っております。これにより、県域を越えた広域的な取り組みが進むものと期待されるところでございます。

本市としては、宮城県で検討している本制度が障害等のあるの方々にとって真に効果的な施策となるよう、その仕組みづくりに関わってまいりたいと考えております。

## 質問 2. 市民施設・市民会館・音楽ホールについて

最初に、サッカー場について伺います。

本市におけるプロスポーツの二大スポーツは、野球では現在クライマックスシリーズの本拠地開催を目指して終盤戦を戦っている東北楽天ゴールデンイーグルスと、サッカーでは現在残念ながら中位の順位で苦戦しているベガルタ仙台であります。チームがいいときも悪いときも、ともに仙台市民から多くの皆様に愛されている球団とチームであります。

そこで、東日本大震災以降、野球場については蒲生に六面のグラウンドが整備され、また、仮設住宅で使用されていた公園野球場が来年度から使用再開できることになり、復旧が進んでいることを野球関係者は一定の理解を示しています。

一方で、サッカーグラウンドについては、ベガルタ仙台のホームグラウンドがある泉区にはユアテックスタジアム仙台や泉総合グラウンド、宮城野区には宮城陸上競技場、若林区には海岸公園運動広場が芝生のグラウンドとして整備されています。しかしながら、太白区と青葉区については、芝生のグラウンドがなく、先日も地元のスポーツ少年団の周年事業があり、サッカー関係者からはせめて各区一つ、芝生のグラウンド整備の要望をお聞きしています。

また、仙台市スポーツ振興事業団が管理しているスポーツ施設案内を見ると、太白区のグラウンドは少年のみ、ゴールなしの記載があり、一見そこまでの記載に親切さを感じるようですが、ゴールのないグラウンドは果たしてサッカー場と言えるでしょうか。

このように太白区は整備がおくれている感が否めないわけであります。太白区のサッカーグラウンドについても芝生グラウンド整備の御検討をお願いしますが、担当局の御所見を伺います。

次に、市民会館と音楽ホールについて伺います。

仙台市民会館は、一九〇九年五月十八日の旧仙台市公会堂から始まり、一九七三年十一月に現在の仙台市民会館として完成しています。また、本年四月より、ネーミングライツによりトークネットホール仙台という愛称になっています。市民会館は築四十四年が経過して、東日本大震災の被害により当時は全館を休館し改修工事を行い、その経過も実り、市民会館の大ホール等は仙台市を代表するホールになっています。昨年の市民会館の利用者数は年間約二十一万人と、多くの市民の方に利用されている施設であります。

さて、今定例会の宮城県議会の代表質疑にて、村井知事は東京エレクトロンホール宮城の建てかえを含む改築の検討を行うとありました。

そこで、本市の音楽ホールについてであります。先日の代表質疑でありましたが、市長の御答弁で、県との議論も加味しなければならぬと述べていました。また、新たな魅力をつくる装置として必要性を認めていますが、その真意について、具体的にどのようにお考えなのかをお伺いします。

また、そもそも論であります。本市の考える音楽ホール建設については、東京エレクトロンホール宮城の改築の話が出る以前から、本市議会の本会議場や委員会でも、深く、そして長い時間で議論をしており、そこに係る経費の二重投資という考えは全くもって別物であり、これまでの議論を無にする発言であると考えます。

本市の音楽ホールについては、本年度一千六百万円余の予算を立て有識者会議を設置し検討していく予定であり、県民会館、市民会館とは別に楽都仙台にふさわしい本市独自の音楽ホールを建設予定であると認識していましたが、どのようにお考えかお示してください。

ここで御提案させていただきますが、他都市においては県民会館、市民会館を合築することで年間数億の経費圧縮につながっていると伺いました。老朽化している市民会館と県民会館の合築ということであれば、二重投資の考えを理解するところであります。また、市内中心部に東北最大都市にふさわしい県民市民会館を合築し、音楽ホールについては独自のものを建設することが望ましいと考えますが、市長の御所見を伺います。

## 答弁 2. 文化観光局長（館圭輔）

私からは、芝生のサッカーグラウンド整備に関するお尋ねにお答えいたします。

本市におけるスポーツ環境の整備につきましては、昨年度改定いたしました仙台市スポーツ推進計画におきまして、まずは既存施設の計画的保全を実施し長寿命化を図るとともに、新規整備については、民間活力の導入も視野に、そのあり方について研究をすることといたしております。

地域における芝生のサッカーグラウンドの新規整備につきましても、その整備手法等につき、まずは民間活力の導入を初めとした先進的事例に関する調査や研究を進めてまいりたいと存じます。

## 答弁 2. 市長（郡和子）

音楽ホールに関する数点の御質問がございました。

本市は音楽を介した魅力と活力のあるまちづくりに多くの市民の皆様方とともに取り組んできたことと承知をしております。そのようにして培われてきた音楽文化は、震災後の心の復興にも大きく貢献したというふうにも思っています。音楽ホールは、こうした文化資源を将来に向けて発展させていく拠点として、とても重要なものだとの認識をしております。

一方、市民会館ですが、建設から四十四年が経過をいたしまして、建設から五十三年が経過している県民会館と同様、将来のあり方についての検討が今後必要になるものとの認識をしております。

音楽ホールの整備に向けましては、こうした市内のホール施設の現状等を踏まえて、ホール施設の需要と供給の観点から、二重投資を避け、効果的、効率的な施設配置となるように、県との役割分担や連携のあり方について整理する必要があるかと思っているわけでございます。このような考え方を県と共有しながら、今年度設置する検討組織において、本市が整備すべき音楽ホールの機能や規模、立地などについて主体的に検討してまいりたいと考えています。

## 再質問 2. 市民施設・市民会館・音楽ホールについて

二点にわたってちょっと再質問をさせていただきます。

一点目が、音楽ホールと市民会館、県民会館の、この三つの関係でございますが、音楽ホール、そもそもは平成三年から本市につくろうという議論が始まり、一回途中で、二回挫折をして中断をしました。それで、八年前の奥山市長が就任をされたときに、公約で話が戻ってきた状況であります。

そういった中で、音楽ホールについてはあくまで、もともと本市が独自に議論を進めてきたところでございますので、エレクトロンホール宮城の改築は改築で県で進めているところでございます。あくまで音楽ホールについては、御答弁でもいただいておりますけれども、本市が主導となって取り組んでいただきたいということをもう一度御答弁をいただきたい。

あともう一点なんですが、市長の御答弁の中で、市民会館が四十四年、県民会館が五十三年、県のエレクトロンホール、これから改築、また建てかえが検討されるわけですから、どんなに早く見繕ったって五年、十年後ですよ。そうすると、市民会館はおのずと五十年が過ぎるような状況でございます。そういった意味では、市民会館が老朽化しているので県民会館と合築するという話であれば話はわかるので、その辺の点についてももう一度御答弁いただきたいと思っております。

## 再質問答弁 2. 市長（郡和子）

音楽ホールにつきましては、先ほども申し述べさせていただきましたけれども、音楽の都、楽都の拠点施設として仙台市、本市が主体的に考えていくべきだというふうに思っております。一方で、県民会館、それからまた市民会館、この老朽化が進んでいる現状にありまして、仙台市内におけるホール施設を見渡したときに、二重投資を避けて効果的、効率的なホール施設の配置を実現するには、両会館の今後のあり方に関する検討について、これはもう避けて通れないものだというふうに思っています。

繰り返しになるのですが、新たに整備する音楽ホールは仙台市の楽都としての拠点になるものであるということから、求められる機能などについては、私ども仙台市が主体的に考えていくべきものというふうに認識をしているところでございます。

## 再質問 2. 市民施設・市民会館・音楽ホールについて

市長、もう一度御答弁いただきたいのは、市民会館と県民会館の、要はその合築を御提案させていただいているんですけども、その点の考えについてどのようになっているかということ、私自身は、音楽ホールについては本市が独自でつくるのは二千席を有するもの、あと小ホールを設備しているところ、県民会館はこれはちょっと勝手な言い方なのかもしれませんが、中ホール程度のもをつくれれば、そんな二千規模が二つもできるということはないのかなというふうに思っておりますので、建てる場所につきましても、予算の委員会で具体的に例示をさせていただきましたけれども、そういったところも含め、当然重ならないように検討するということが必要だと思っておりますので、もう一度市長の御答弁をお願いいたします。

## 再質問答弁 2. 市長（郡和子）

合築等の議論などを含めまして、まだ検討の前の段階でございます。

今、御提案をいただきました佐々木議員の御意見等も踏まえながら、今後、前向きに検討させていただきたいというふうに思います。